

条例

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

条例改正の前提となる事実

○近年、放課後等デイサービス事業所において、「単なる居場所となっている」「発達支援の技術が十分でない事業所が軽度の障がい児だけを集めている」等、適切な支援がなされていない事例が散見されていることから、人員基準等を厳格化し、支援の質の確保を図るため、厚生労働省の基準省令が一部改正された。

【放課後等デイサービス事業所】

障がい児に授業の終了後や学校休業日において、生活能力の向上のための訓練、交流の促進等の支援を行うもの。
県内事業所数は167(H29.1.1現在)。

条例改正の内容

(1) 人員基準の厳格化

これまで従業者の資格要件はなかったが、配置すべき従業者を「児童指導員、保育士の有資格者又は2年以上障がい福祉に携わった者」とし、そのうち半数以上を児童指導員又は保育士とする。

(2) 事業内容の情報提供等の義務付け

事業内容の情報提供や、サービス内容の自己評価並びに保護者による評価を実施するとともに、その評価結果及び改善内容の公表を義務付ける。

施行期日

○平成29年4月1日から施行する。

○人員基準について、施行の際、既に指定を受けている事業者については、施行日より1年間の猶予を設ける。

放課後等デイサービス・就労継続支援A型の運用の見直しについて(2)

条例

岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

条例改正の前提となる事実

○近年、就労継続支援A型事業所において、「利用者の意向を踏まえず労働時間を短くしている」「収益を見込める仕事を提供せず、国等からの給付費を充てて最低賃金を確保している」等、適切な支援や事業所運営がなされていない事例が散見されていることから、その運営の見直しを図るため、厚生労働省の基準省令が一部改正された。

【就労継続支援A型事業所】

就労が困難な障がい者に就労の機会を提供し、必要な知識、能力の向上のための訓練、支援を行うもの。

県内事業所数は121(H29.1.1現在)。

条例改正の内容

(1)適切な就労の提供

利用者の希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の義務規定を設ける。

(2)賃金及び工賃の支払に係る取扱いの明確化

利用者に支払う賃金については、生産活動に係る事業収入を充てなければならない旨の規定を設ける。

さらに、利用者に支払う賃金及び工賃には、原則として給付費を充ててはならない旨の規定を設ける。

(3)運営規程の記載事項の追加

事業所の基本的な事項を定める運営規程の記載事項として、次の項目を追加する。

- ・ 賃金及び工賃
- ・ 利用者の労働時間及び作業時間

施行期日

○平成29年4月1日から施行する。